

登園の時期について(お願い)

保育園は乳幼児が集団で長時間生活をする場所です。感染症発症の恐れのある間は、登園してはいけないことになっています。その時期の基準は次の通りですので、その時期が過ぎて医師の診察を受け、登園許可証をもらった後に、登園させてください。

病名	登園停止期間
インフルエンザ	発症後最低5日間かつ解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
はしか(麻疹)	解熱後、3日を経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺、顎下腺又は耳下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
三日はしか(風疹)	発疹が消失するまで
水ぼうそう(水痘)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで
プール熱(咽頭結膜炎)	主要症状の消退後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	治癒するまで
急性出血性結膜炎	治癒するまで
その他の疾患	<p>※次の疾病については、医師が登園しても差し支えないと認めたとき。医師の口頭による確認でも良い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・ヘルパンギーナ ・りんご病(伝染性紅斑) ・突発性発疹 ・帯状疱疹 ・感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルスなど) ・気管支炎(マイコプラズマ、RS感染症など) ・ヘルペス性歯肉口内炎(単純ヘルペス感染症) ・とびひ(伝染性膿痂疹、皮膚化膿症) ・水いぼ(伝染性軟属腫)

※この他にも、各種伝染性疾患があります。医師に受診(相談)していただき、登園許可証の提出をお願いいたします。

.....(切り取り線).....

登園許可証

クラス名 _____ 名前 _____

本園児の _____ は軽快しています。集団生活に支障がないような状態になったので、
月 日より、登園可能と判断します。

_____ 年 月 日

医療機関

医師 _____ (印)